

各国立大学法人の長 殿

国立大学協会

教育・研究委員会 委員長 大野 英男

経営委員会 委員長 石橋 達朗

「教職員対応要領等（雛形）」の改正について（送付）

標記のことについて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。）」（以下「法」という。）の改正法が令和6年4月1日より施行されることを受け、平成27年10月30日付国大協企画第142号にて各国立大学法人へ送付した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（雛形）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項（雛形）」を改正しましたので、別添のとおり送付いたします。

本雛形は、改正法の施行に伴い、各国立大学法人において策定されている教職員対応要領等の改正が必要となることから、その参考としていただくために策定したものであります。各大学においては、この雛形並びに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）」に示されている対応要領の記載事項である6項目の他に、下記1.の資料等も参照の上、各国立大学法人における教職員対応要領等の改正を御検討ください。また、御検討に当たっては、当初の策定時にお示した下記2.～4.の事項についても改めて御留意ください。

なお、本雛形の改正に当たりましては、国立大学協会において有識者からの意見聴取を行っておりますが、各大学において改正される際には、学内の障害のある学生等からのヒアリングを実施するなど、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じていただくよう、お願いいたします。

最後に、障害のある学生の修学支援については、ここまで示した通りの法制度の整備等が進められているほか、政府全体としても「障害者基本計画」を策定し、各分野における対応の推進が図られているところです。

高等教育関係については文部科学省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会」等で検討が進められていますが、当該会議資料において障害者政策全体の状況についてまとめられていますので、併せて参考としてください。＜障害のある学生の修学支援について（令和5年5月18日開催 第1回資料 資料3）

https://www.mext.go.jp/content/20230517-mxt_gakushi01-000029836_3.pdf ＞

特に、障害者基本計画の達成状況は政府の障害者監視委員会により国際連合に報告される事項とされていること、また、資料中でも一部項目については達成度の低さが指摘されていること等にご留意の上、各大学において適切な対応に努めていただくようお願いいたします。

1. 参照資料等について

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 56 号。令和 3 年 6 月 4 日公布）
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和 5 年 3 月 14 日閣議決定）
- (4) 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）（文部科学省）
(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm)
- (5) 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）（文部科学省）
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm)
- (6) 障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン（厚生労働省）
(https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiyahukushi/sabetsu_kaisho/dl/iryuu_guideline.pdf)
- (7) 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
- (8) 大学等における障害のある学生への支援・配慮事例（日本学生支援機構）
(https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_hairyu_jirei/index.html)
- (9) 合理的配慮ハンドブック（日本学生支援機構）
(https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/handbook/index.html)
- (10) 障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集（日本学生支援機構）
(https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_kaiketsu/index.html)
- (11) インクルーシブ教育システム構築支援データベース（国立特別支援教育総合研究所）
(http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=110)
- (12) その他参考：全国高等教育障害学生支援協議会ホームページ
(<http://ahead-japan.org/>)（障害学生支援に関する調査・研究及び研修・啓発を行う団体）
- (13) 障害と高等教育に関するプラットフォーム形成事業(PHED:フェッド)
(<https://phed.jp/>)（将来にわたり障害のある学生への支援を支えていく組織的アプローチの土台としての大学等の連携プラットフォームの形成を進める事業）
- (14) 高等教育アクセシビリティプラットフォーム (HEAP)
(<https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/>)（大学等以外の機関も含むより包括的なネットワークを形成することにより、障害のある学生の多様な社会進出を後押しすることを目指すプラットフォーム）
- (15) 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan)
(<https://www.pepnet-j.org/>)（全国の高等教育機関で学ぶ聴覚障害学生の支援のために立ち上げられたネットワーク）

※(7)については現在各省において改正作業中であるため、後日公表される資料を参照願います
※大学及び大学の施設の所在地の地方公共団体において特別の支援措置等がある場合には、それらの措置等にも留意し、必要に応じて該当者に関連する情報の提供を行うなど、適切な対応に努めていただくようお願いいたします。

2. 教職員対応要領等における対象範囲について

国立大学法人の教職員対応要領等が適用される対象施設については、附属病院、附属学校、附置研究所等の附属施設も含まれ、また対象者については、科目等履修生、聴講生、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等、あるいは附属施設の利用者、シンポジウム等の大学が提供する事業の参加者も含む、大学における教育・研究、その他活動全般において、そこに参加する者すべてとなります。

したがって、例えば、附属病院については前項(6)、附属学校については前項(7)の

資料も御参照の上、教職員対応要領等を策定願います。

なお、国立大学法人が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条により、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」の定めるところによることとされています。

3. 教職員対応要領における留意事項の事例について

留意事項で示している事例は、教職員対応要領等の策定にあたり考慮すべきと考えられる一例を掲載したのですが、合理的配慮の提供は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものです。

したがって、合理的配慮の決定過程においては、権利の主体が障害者本人にあることを踏まえ、本人の要望に基づいた調整を行うなど、障害者との建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応することが求められます。また、この過程で過度な干渉やハラスメント等が行われないよう留意しつつ、1. に示した参照資料等も参考にしながら個別に調整を行う必要があります。

さらに、必要とする合理的配慮の内容は、障害の状態や環境等に応じて変化することもあるため、提供する合理的配慮については、適宜見直しを図ることが重要です。

4. 推進体制の整備について

本雛形の第4条では、障害を理由とする差別の解消に関する推進体制として、最高管理責任者、総括監督責任者、監督責任者、監督者という管理・監督体制の例を示していますが、大学の規模や特性等を考慮して、全ての教員、事務職員等が、差別解消に向けて適切に対応できるように体制を整備していただくことが重要です。

このため、2. の対象範囲に示した、附属施設の長（附属病院長、附属学校長（園長を含む）等）についても、適宜、監督責任者となって教職員を指導する体制整備が考えられます。

〈本件担当〉 国立大学協会企画部 今井、江崎 TEL: 03-4212-3528 FAX: 03-4212-3519 E-mail: chosa@janu.jp
--